

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。  
令和5年8月8日

分任契約担当官  
陸上自衛隊守山駐屯地  
第408会計隊長 和田 善晃  
（公印省略）

1 工事概要

- (1) 工事名 10号建物他給排水設備改修工事
- (2) 工事場所 愛知県名古屋市守山区守山3-12-1（陸上自衛隊守山駐屯地）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。  
電気設備工事（仕様書のとおり）
- (4) 工期 令和6年3月29日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」、「電気工事」いずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格「建築一式工事」に係る等級がD等級以上または、「電気工事」、「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」いずれかで工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）

の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 仕様書に記載されている内容を実行できる者である。
  - イ 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 近畿中部防衛局内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒463-0067 愛知県名古屋市守山区守山3-12-1  
陸上自衛隊守山駐屯地第408会計隊  
担当 氣仙（きせん）  
TEL 052-791-2191（内線4347）  
FAX 052-791-2379  
E-mail ma\_mafin\_408\_moriyama\_af@gbase.gsdf.mod.go.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間等

##### ア 交付期間

令和5年8月8日から令和5年8月31日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

#### (3) 申請書及び資料の提出期限等

##### ア 提出期限 令和5年8月31日（木）午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

#### (4) 入札書の受領期限等

##### ア 受領期限 令和5年9月19日（火）午後13時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

#### (5) 開札の日時及び場所

##### ア 日時 令和5年9月19日（火）午後15時20分

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金免除
- (3) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札は無効とする。  
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札  
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札  
ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 請負金額が300万円以上の場合、希望により、前払金保証証書の寄託を条件に請負金額の10分の4以内の範囲で前金払いに応ずることができる。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約書作成の要否  
要。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は、入札説明書による。

別紙様式第2-2

## 委 任 状

年 月 日

陸上自衛隊守山駐屯地  
第408会計隊長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

今般、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、  
について、  
を代理人と定め、下記権限を委任します。  
なお、委任解約した場合には連署の上、届け出ます。

## 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 契約締結の件
- 4 物品納入の件
- 5 代金請求の件
- 6 代金受領の件
- 7 復代理人選任の件
- 8 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者

- (注) 1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。  
2 委任事項中不要の箇所は抹消すること。











表紙含む：12枚

# 仕様書

## 10号建物他給排水設備改修工事

守山駐屯地

名称	10号建物他給排水設備改修工事					図面番号	1/12
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	管財			設計者
							

- 1 工事件名：10号建物他給排水設備改修工事
- 2 工事場所：愛知県名古屋守山区守山3-12-1（守山駐屯地）
- 3 工期：契約締結日～令和6年3月29日迄（産業廃棄物処分含）
- 4 工事概要

工事種目	概要
撤去工事	洋式便器撤去7台、和式便器撤去2台、洗面器撤去4箇所、鏡撤去1箇所、化粧洗面台撤去3箇所、シャワー水栓撤去4箇所、シャワー内柵撤去4箇所、シャワーフック撤去4箇所、シャワー排水金具撤去4箇所、シャワー扉撤去4箇所、シャワー室内照明器具撤去4箇所、汚水管（詰まり有）撤去（終端キャップ止め）一式、天井ボード・クロス撤去一式、便所床（立上げ部）撤去一式、埋込コンセント撤去一式、照明器具・換気口撤去（再取付）一式
建築工事	天井ボード・クロス貼一式、天井パネル張り一式、壁パネル張り一式、シャワー室内天井・壁・床パネル・柵・新設4室、シャワー扉新設4箇所
機械設備工事	洋式便器新設9台、洗面器新設3箇所、化粧洗面台新設4箇所、混合シャワー水栓設置4箇所、シャワー排水金具新設4箇所、汚水管新設一式、給水・給湯・汚水配管接続一式（既設・新設機器共）
電気設備工事	シャワー室照明器具新設4台、新設機器類電源接続（既設電源・コンセント・スイッチ接続含む）、呼び出しボタン移設、コンセントボックス新設一式、電気配線新設一式、取外し照明器具・換気口再取付一式
その他	アスベスト調査及び報告業務、産業廃棄物運搬処分（アスベスト含有見込）、汚水管詰まり除去、試運転調整（各種通水・通電等試験）

- 5 一般事項
  - (1) 本工事は、仕様書・図面・次の基準及びに關係法令等を遵守して実施すること。なお、仕様書に記載なき事項は、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。
    - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）
    - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）
  - (2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
  - (3) 請負者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。
  - (4) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着工前・施工中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、完了後速やかに印刷し、整理して1部提出すること。
  - (5) 工事は請負業者の責任作業とし、工事に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
  - (6) 工事に際し仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
  - (7) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
  - (8) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等についてはあくまで標準寸法であるため実際の作業に際しては必ず現地にて採寸を行い実施すること。

- (9) 本工事で発生した金属類で売却可能なものについては、種類毎に整理し、発生材調書と共に官側に引継ぐものとする。また、産業廃棄物については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき請負者の責任において場外処分すること。
- (10) 工事に際し設置又は既設部分への補強及び養生等が必要と考えられる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (11) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

#### 6 主要材料

- (1) 建築工事
  - ア シャワー室扉 LIXIL リフォーム浴室中折ドア ブロンズ 同等品
  - イ 天井仕上 シジグボード t=9.5mmの上ビニルクロス貼  
洗面脱衣室：フクビ バスミュール 同等品
  - ウ シャワー室天井材 フクビ 親水バスパネルBTj P06 同等品
  - エ シャワー室壁材 フクビ 鏡面アルパレージ W14/W15 同等品
  - オ シャワー室床材 フクビ あんからプラス V（アイボリー）
  - カ シャワー室柵・鏡 フクビ シェルファイン ダークブラウン
- (2) 機械設備工事
  - ア 化粧洗面台 LIXIL FTV1N-605SY/VP1W、MFTX-601YFJU 同等品
  - イ 大便器 LIXIL BC-P20HM/BW1（便器）、DT-PA250HCH/BW1（タンク）  
LIXIL CW-PB11F-NE/BW1（温水便座）
  - ウ シャワー水栓 LIXIL BF-WM145TNSG 同等品
  - エ シャワーフック LIXIL BF-E147T 同等品
- (3) 電気設備工事
  - LED照明器具（壁付） Panasonic NNN12270（ランプ付） 同等品

#### 7 特記事項

- (1) 使用する材料は事前に監督官の承認を受けたのち使用すること。
- (2) 施工に先立って配管の配管路、管径、機器との接続部について現地調査を行い、配管改修方法について検討すること。
- (3) 詰まりがある汚水管の撤去に際し、配管内の詰まり状況に応じ管内の汚水回収及び清掃を行うこと。
- (4) シャワー室仕上の防水及び無償修理等の保障期間については、製造メーカーによるものとする。
- (5) シャワー室の施工については、製造メーカーが示した施工マニュアルに基づき実施すること。
- (6) 給水管・給湯管の圧力は配管の最低部におけるものとし、保持時間は最小60分とする。また、雑排水管・汚水管については通水試験を行うこと。特に隠ぺい部となる箇所が確実に閉鎖する前に試験を実施し、漏れがないことを確認すること。
- (7) 照明器具等設置後、公共工事共通仕様書 表1.20.1により試験を行い、試験成績書を提出し承認を得ること。
- (8) 床貫通の際には配管等がないことを十分確認したうえで実施すること。
- (9) アスベスト調査・報告については、大気汚染防止法その他関係規則に基づき実施するものとし、工事着工前に事前調査を実施し、その調査結果を監督官への報告及び都道府県への届出を行うこと。
- (10) 仕様書に記載の数量、寸法は基準であるため現地実測等の上、事前に施工図を作成の上、監督官の承認を受けてから工事を行うこと。

関係者以外不許複写

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	特記仕様書(1)	2/12



8 提出書類

- (1) 工事費内訳書
- (2) 工事工程表 . . . . 1部 (契約締結後速やかに)
- (3) 現場代理人等指名・変更通知書 . . . . 1部 ( " )
- (4) 下請負通知書 . . . . 1部 ( " )
- (5) 施工体制台帳 . . . . 1部 ( " )
- (6) 工事着工届 . . . . 2部 ( " )
- (7) 工事竣工届 . . . . 2部 (工事完了後、速やかに)
- (8) 材料承認願 . . . . 1部
- (9) 出荷証明書 . . . . 1部
- (10) 材料搬入報告書 . . . . 1部
- (11) 工事日誌 . . . . 1部 (工事完了後、速やかに)
- (12) 工事写真 . . . . 1部 ( " )
- (13) 発生材引継書 . . . . 1部 (金属類がある場合)
- (14) 産業廃棄物マニフェスト . . . . 1部 (産業廃棄物がある場合)
- (15) アスベスト含有調査報告書 . . . . 1部 ( " )
- (16) 施工計画書・施工図 . . . . 1部 ( " )
- (17) その他監督官に指示された書類

9 検 査

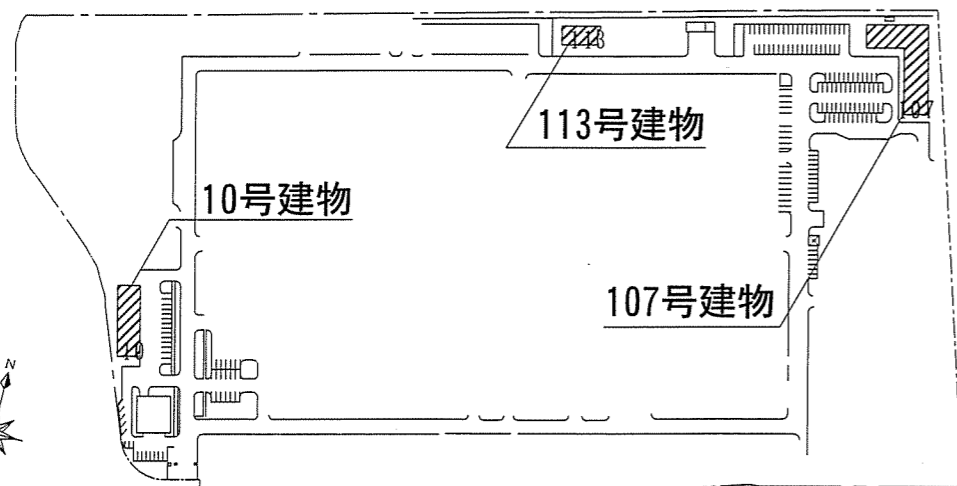
本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

関係者以外不許複写

名 称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	特記仕様書(2)	3/12

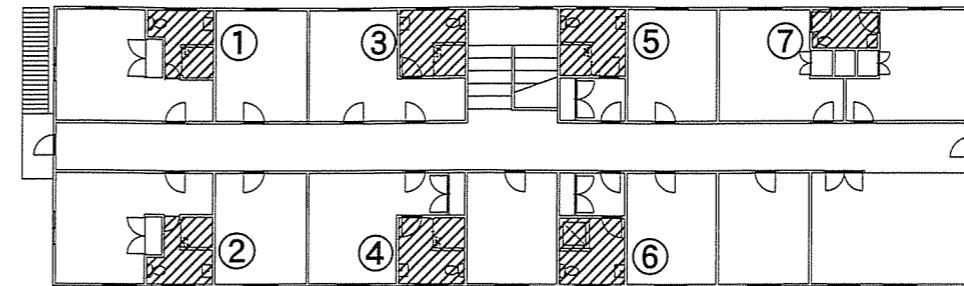


駐屯地案内図 S=1/X

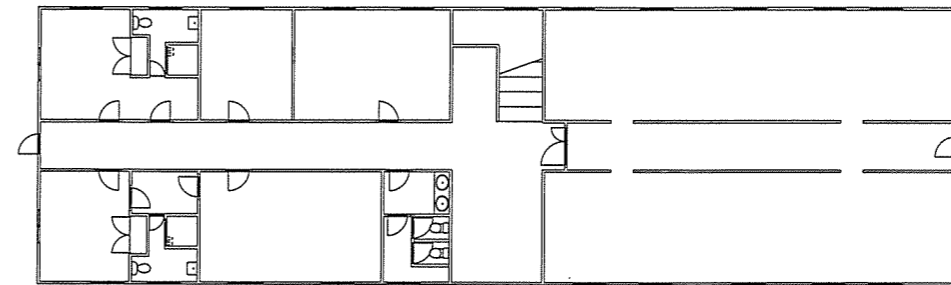


駐屯地配置図 S=1/X

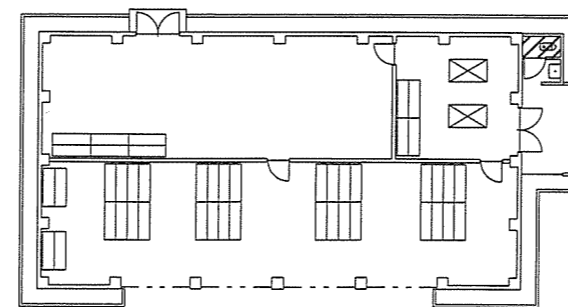
工事場所



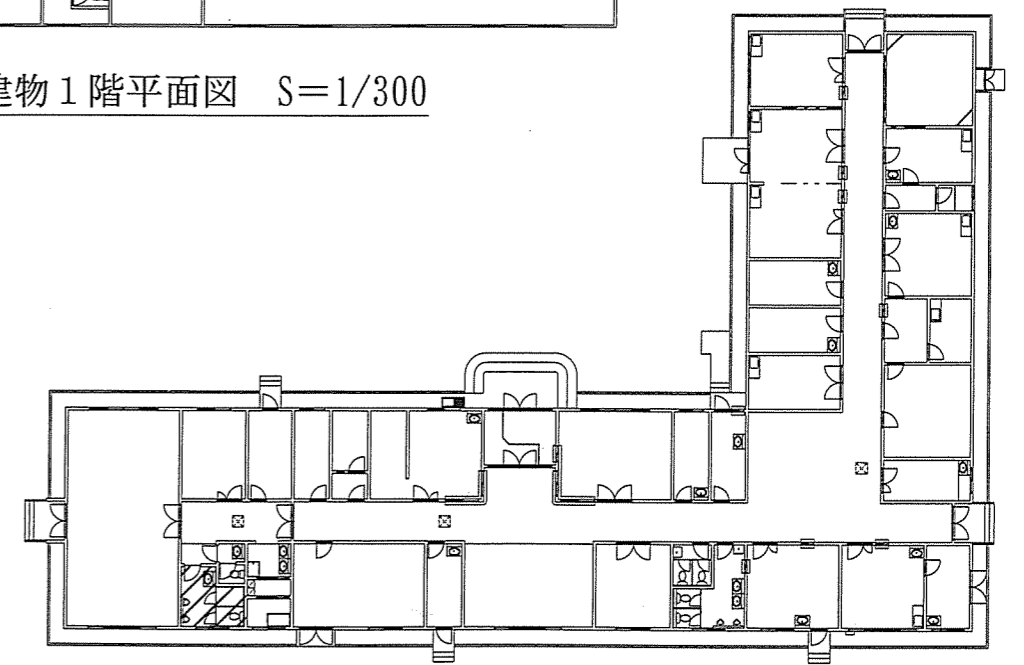
10号建物2階平面図 S=1/300



10号建物1階平面図 S=1/300



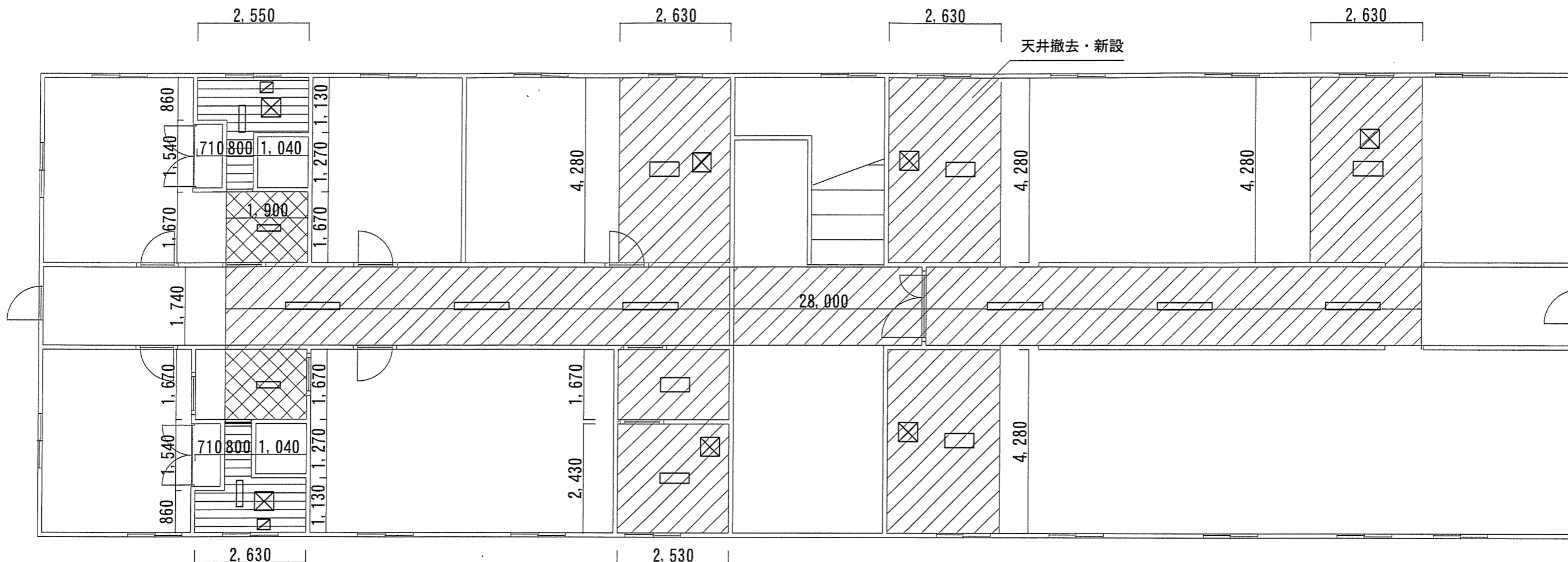
113号建物平面図 S=1/300



107号建物平面図 S=1/400

工事場所

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	案内図・配置図・平面図	4/12



10号建物1階天井伏図 S=1/100

照明器具用開口数量表

規格	数量
1300×170 (廊下)	6箇所
630×150 (洗面脱衣室)	2箇所
550×150 (洗面脱衣前室)	2箇所
700×340 (洗面所・各室)	5箇所
700×240 (便所)	1箇所

凡例

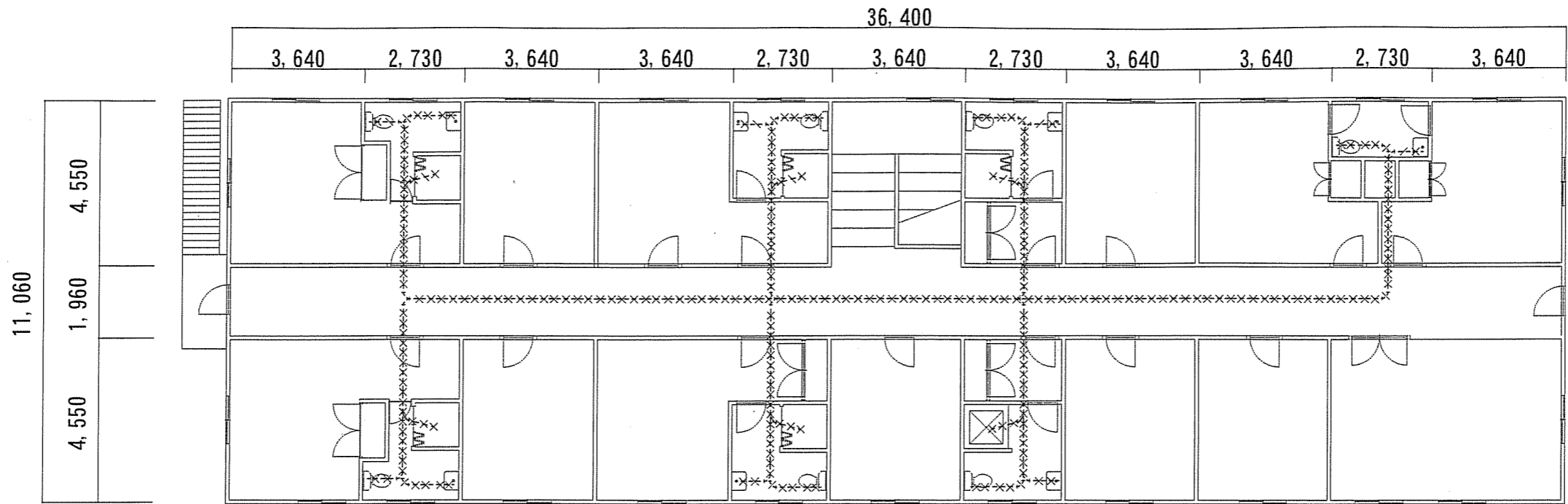
記号	名称	数量
	天井ボード・クロス撤去・新設	114.0㎡
	天井ボード(ジプトン)撤去・新設	6.4㎡
	天井パネル撤去・新設	7.4㎡
	照明器具取外し・再取付	16台
	換気口撤去・再取付 (300×250)	2箇所
	天井点検口新設 (450×450)	7箇所

洗面脱衣室仕上表 (以下記載製品の同等品以上とする)

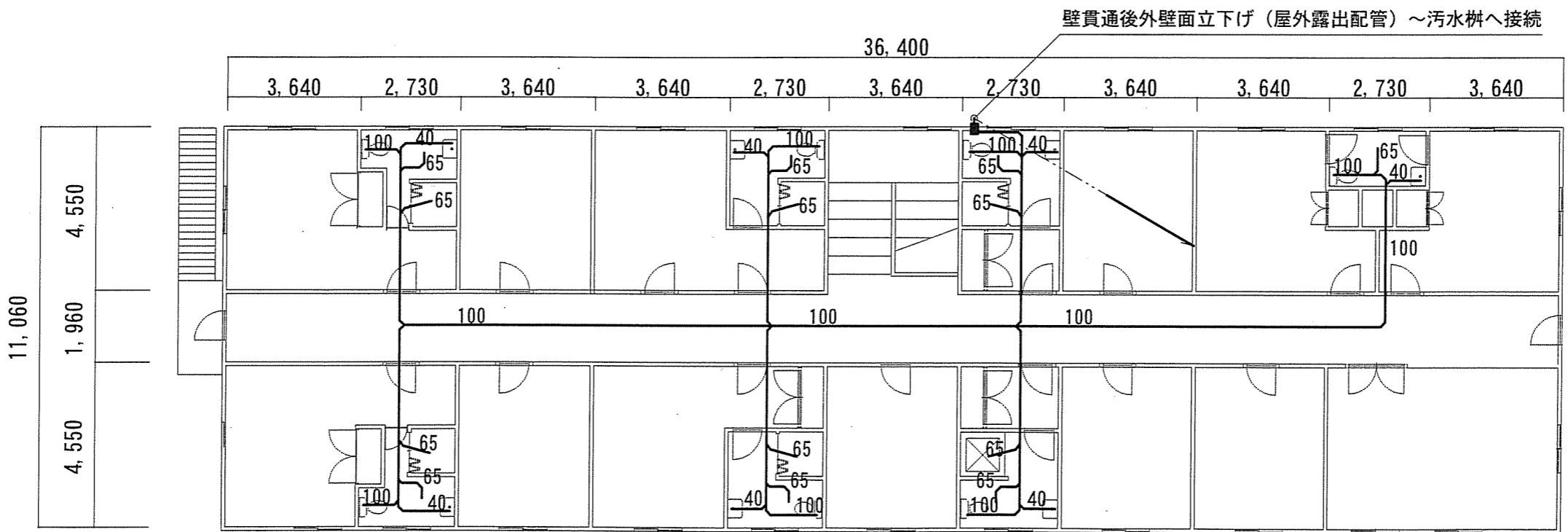
天井パネル	フクビ バスミュールBM3-Z
-------	-----------------

※上記数量等は天井裏配管の撤去・復旧に伴う影響範囲とし、作業範囲に応じ、天井ボード・クロス等の撤去・復旧を行うこと。

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	10号建物1階天井伏図	5/12



10号建物2階污水配管図（改修前） S=1/150



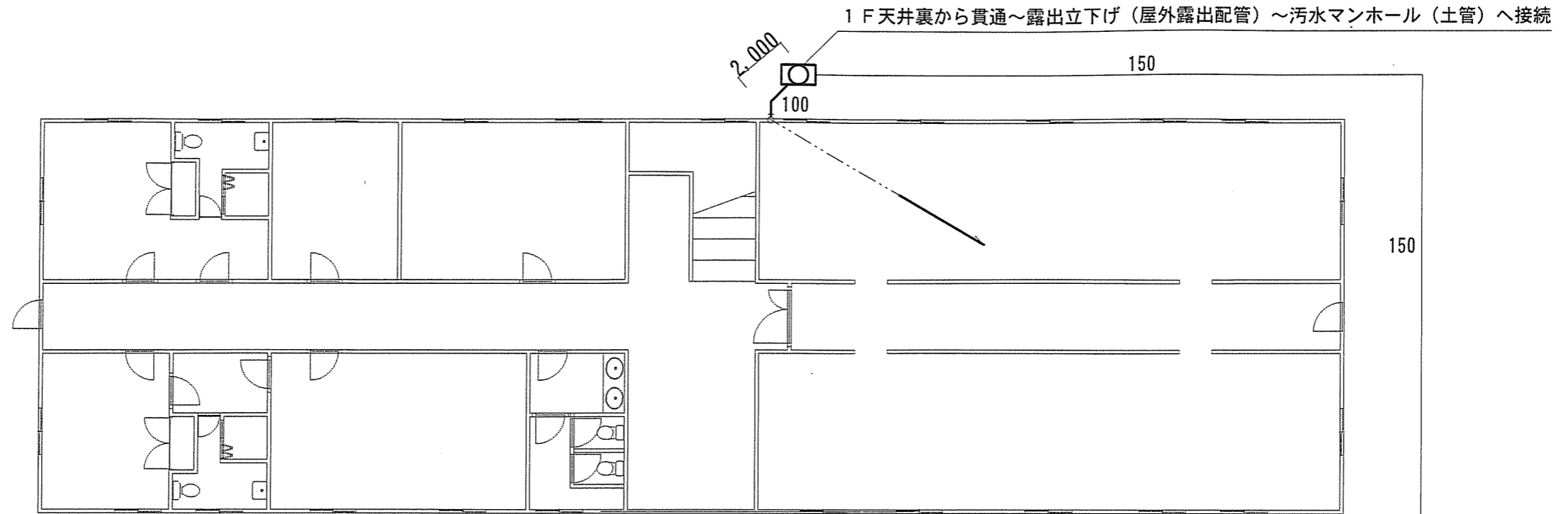
10号建物2階污水配管図（改修後） S=1/150

凡例

記号	名称	数量	記号	名称	数量
-----	污水配管撤去(天井裏天吊)(保温含む)	110m	———	排水用塩ビライニング鋼管新設 天井裏天吊・保温含 洗面系統40A	14m
———	排水用塩ビライニング鋼管新設 天井裏天吊・保温含 便所系統100A	73m	———	排水用塩ビライニング鋼管新設 天井裏天吊・保温含 シワ・掃除口系統65A	24m

※1 記載配管図を基準とし、現地で既存配管路を確認の上施工すること。  
 ※2 既存污水管には詰まりが発生しているため詰まり除去ののち撤去を実施すること。

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	10号建物2階污水配管図（改修前後）	6/12



10号建物1階汚水配管図（改修後） S=1/150

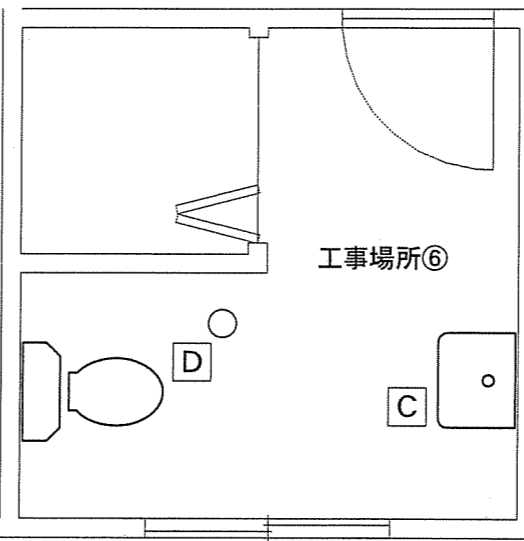
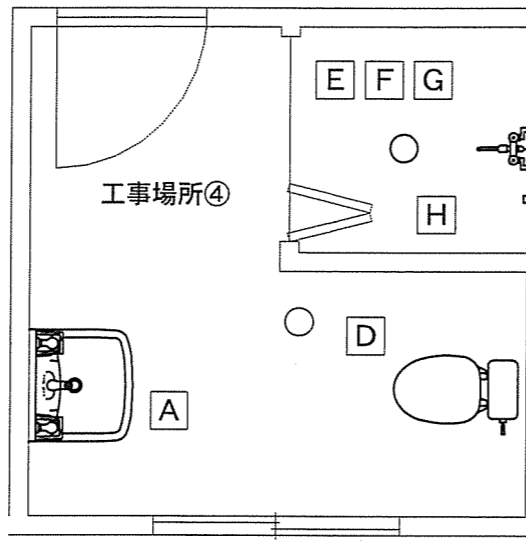
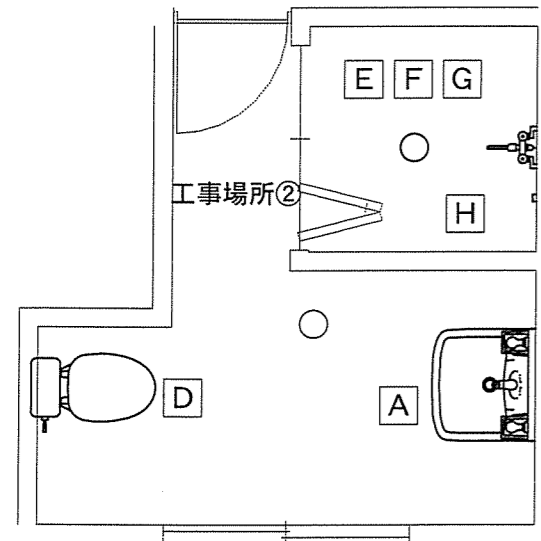
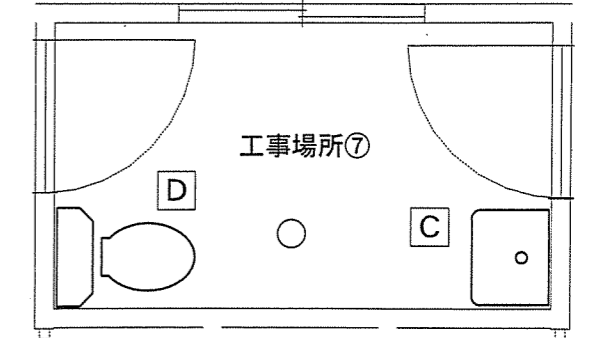
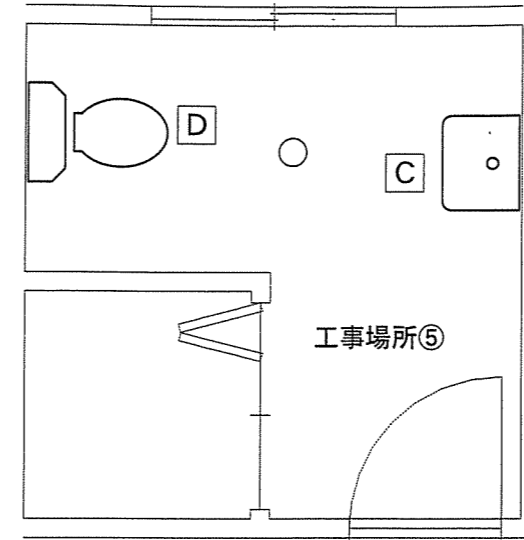
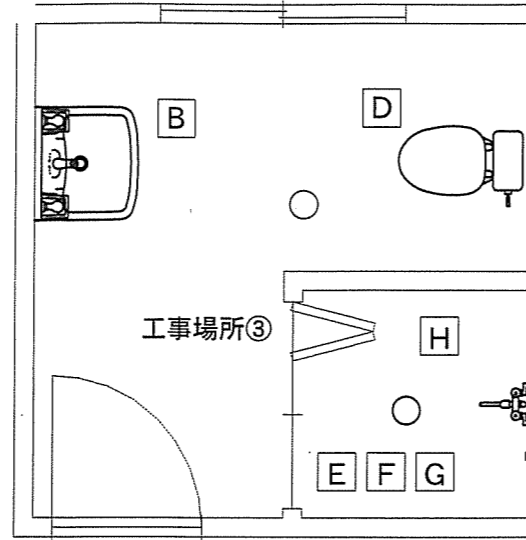
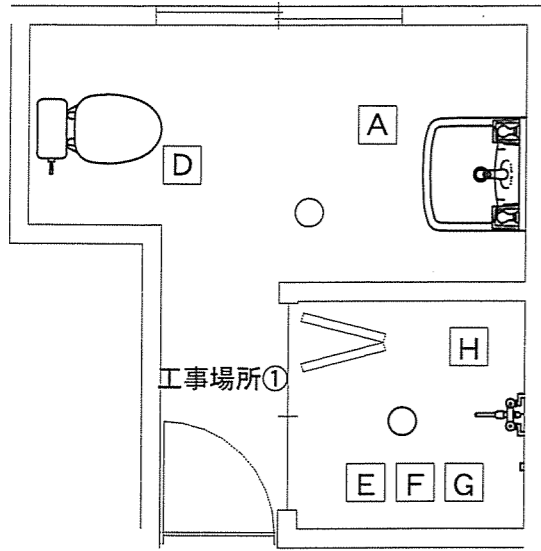


10号建物立面図（汚水配管改修後） S=1/150

凡例

記号	名称	数量
—	排水用塩ビライニング鋼管新設 屋外露出・保温含	4.5m
—	排水用塩ビライニング鋼管新設 埋設配管	2.0m

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	10号建物汚水配管図・立面図	7/12



数量表

記号	項目	数量
A	化粧洗面台撤去、新設	3箇所
B	洗面器・鏡撤去、化粧洗面台新設	1箇所
C	洗面器撤去、新設	3箇所
D	大便器撤去、新設(温水便座)	7箇所
E	シャワー水栓撤去、新設	4箇所
F	シャワー排水金具撤去、新設	4箇所
G	シャワーフック撤去、新設(2箇所)	4箇所
H	シャワー室改修(細部詳細図参照)	4室

10号建物 衛生器具設備図(改修前後) S=1/40

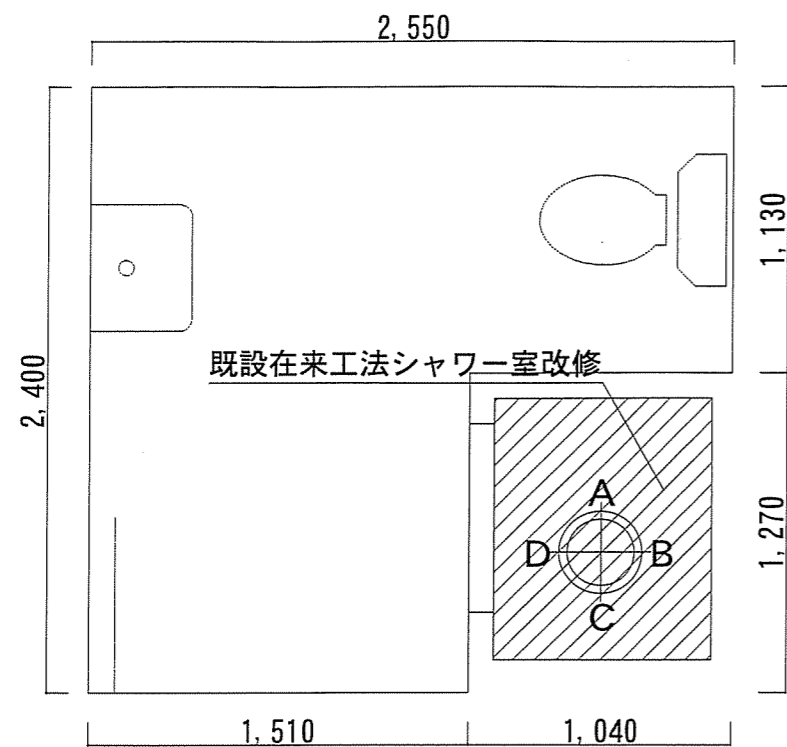
衛生器具表(以下記載製品の同等品以上とする)

化粧洗面台	LIXIL FTV1N-605SY/VP1W MFTX1-601YFJU
大便器	LIXIL BC-P20HM/BW1(便器) DT-PA250HCH/BW1(タンク) CW-PB11F-NE/BW1(温水便座)
シャワー水栓	LIXIL BF-WM145TNSG
シャワーフック	LIXIL BF-E147T

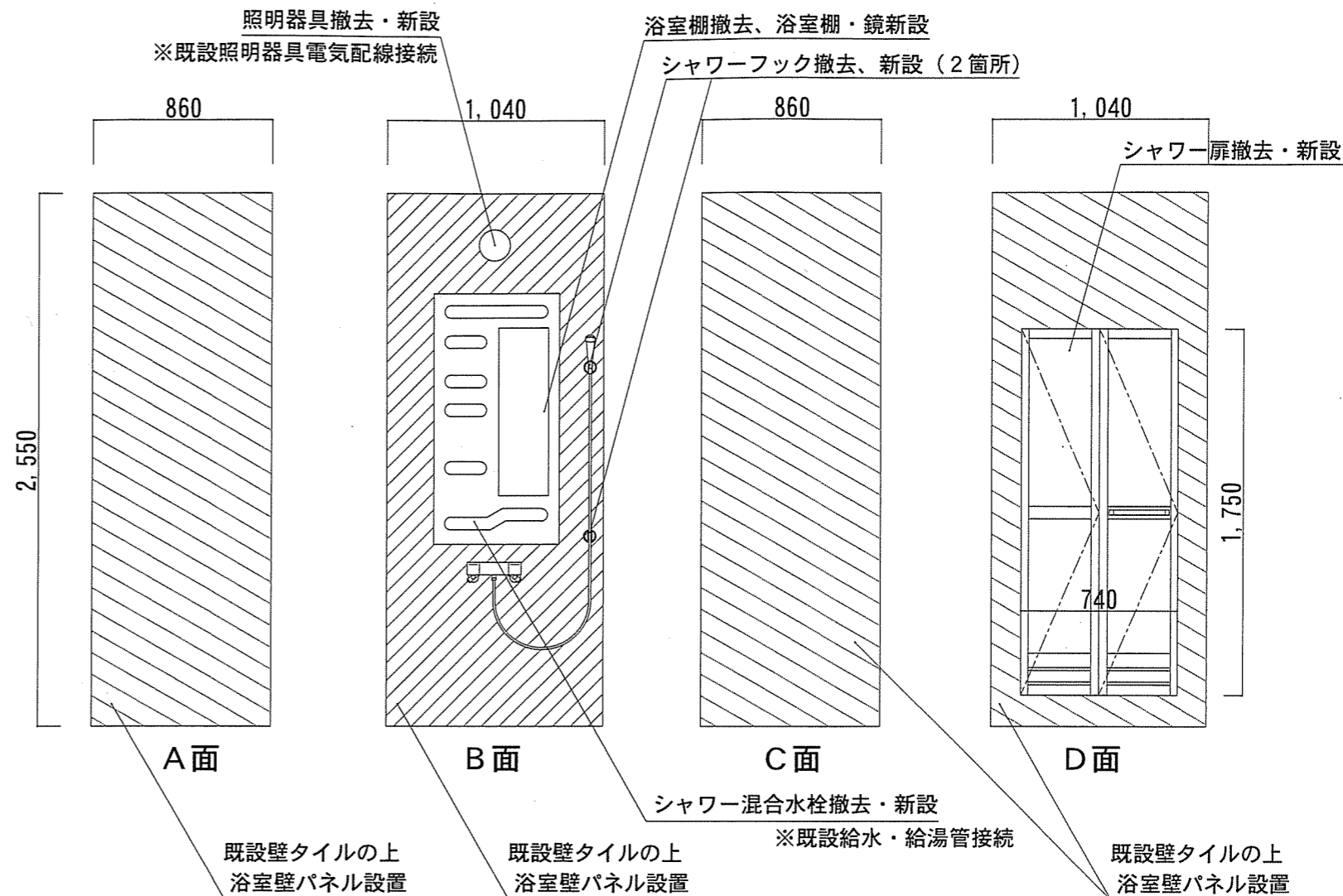
※1 既設給水・給湯配管及び新設污水配管へ接続

※2 各室既設掃除口は新設污水管と接続

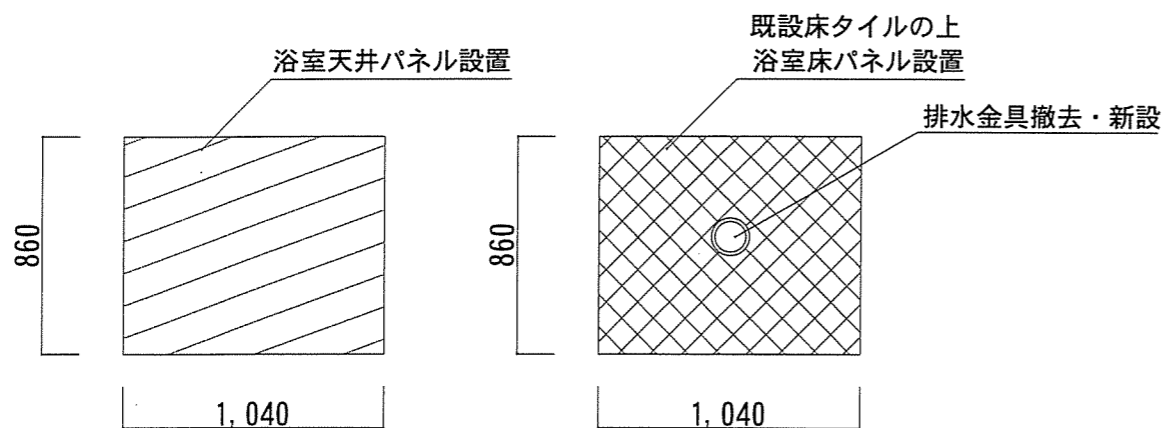
名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	10号建物衛生器具設備図	8/12



床伏図 S=1/30

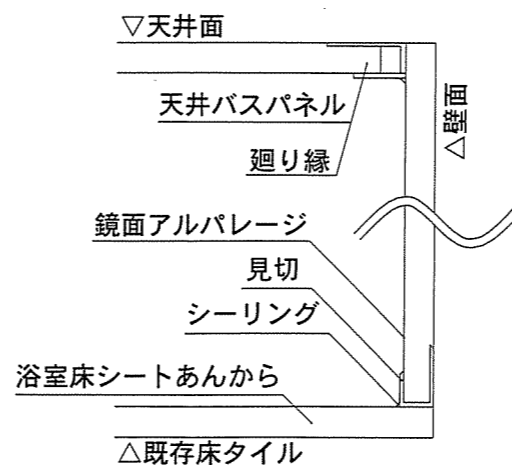


シャワー室展開図 S=1/30



シャワー室天井伏図 S=1/30

シャワー室床伏図 S=1/30



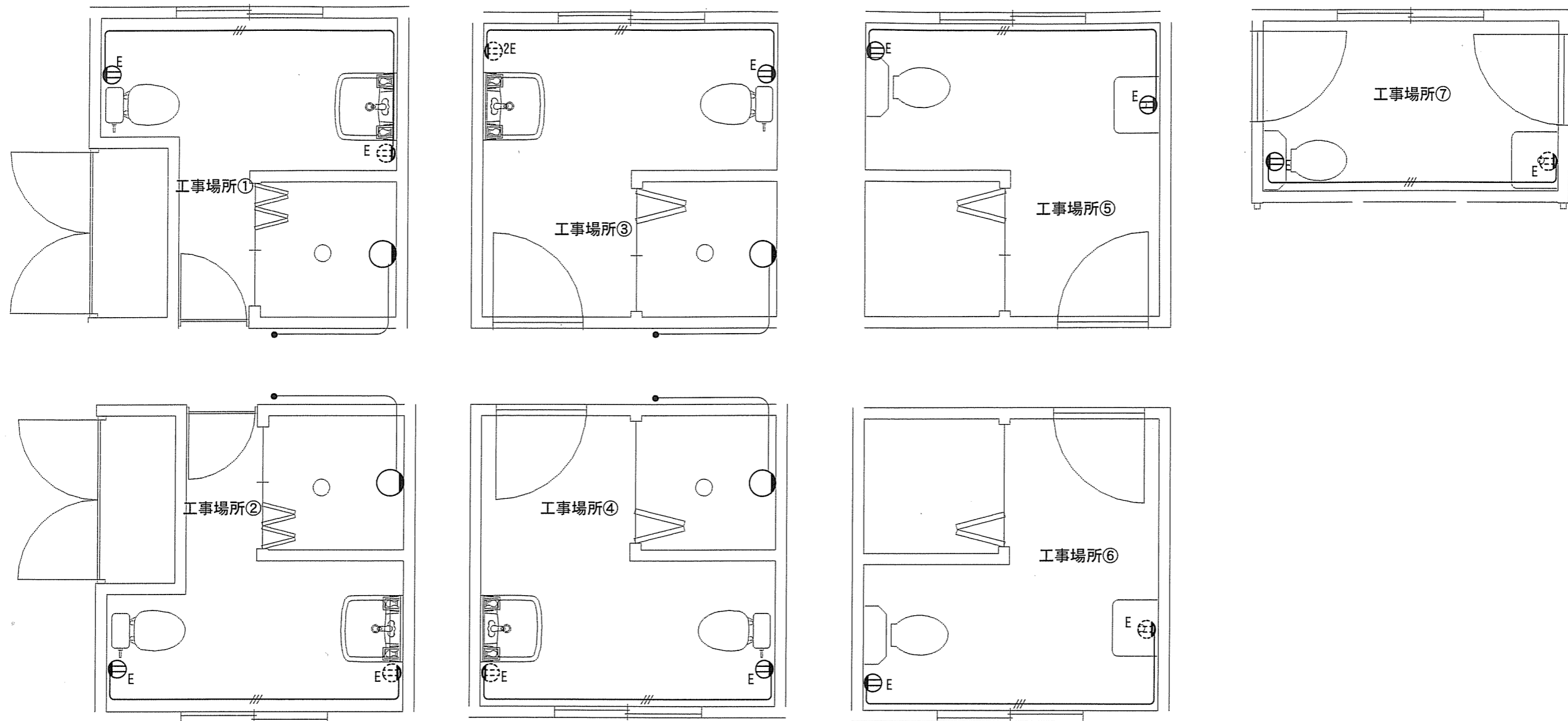
シャワー室仕上詳細図 S=1/X  
※メーカー仕様による

シャワー室仕上表 (以下記載製品の同等品以上とする)

天井	フクビ 親水バスパネルBTj P06
壁	フクビ 鏡面アルパレージ W15
壁(B面)	フクビ 鏡面アルパレージ W14
床	フクビ あんからプラス V(アイボリー)
棚・鏡	フクビ シェルフライン ダークブラウン

工事場所①～④のシャワー室内寸法は全室共通(反転)とする。

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	10号建物シャワー室詳細図	9/12



10号建物 電気設備図 (改修前後) S=1/40

凡例

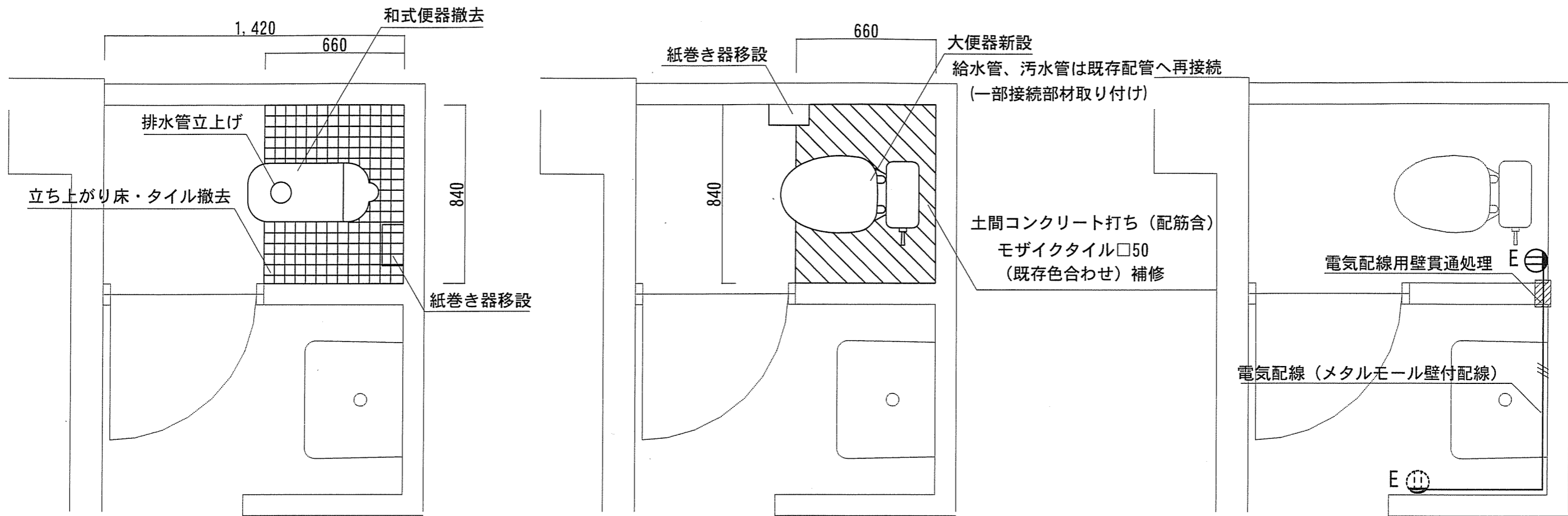
記号	名称	数量
///	電気配線 (EM-EEF-2.0-3C) 新設 ※壁付メタルモール配線 (FL+200程度)	43m
○	壁付照明器具撤去・新設	4台
⊕	既設埋込コンセント撤去 壁付コンセントボックス新設 ※新設壁付コンセントボックス (温水便座用) へ分岐	7箇所
⊕	壁付コンセントボックス新設	7箇所
—	既設電気配線・設備	—

器具表 (以下記載製品の同等品以上とする)

シャワー室照明	Panasonic NNN12270 (ランプ付)
---------	---------------------------

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	10号建物電気設備図	10/12

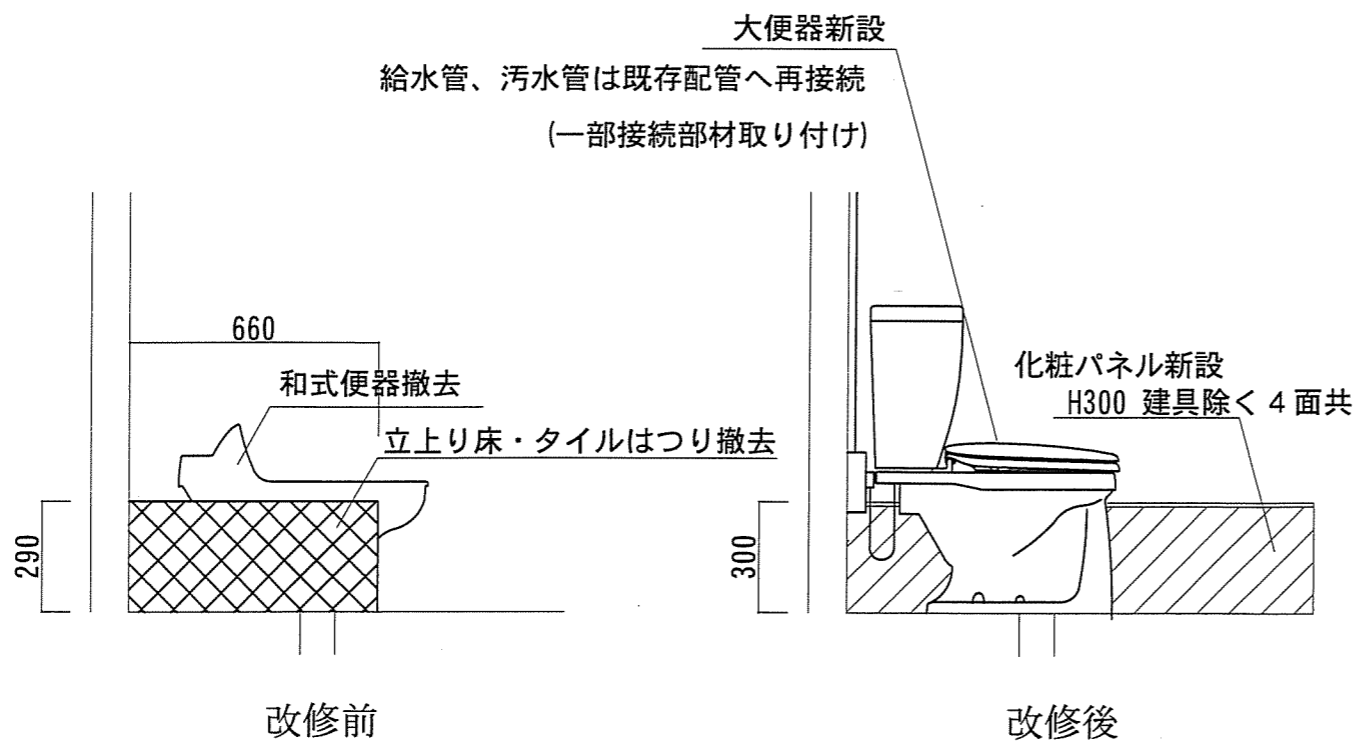




1 1 3号建物 便所平面図 (改修前) S=1/20

1 1 3号建物 便所平面図 (改修後) S=1/20

1 1 3号建物 電気配線図 (改修前後) S=1/20



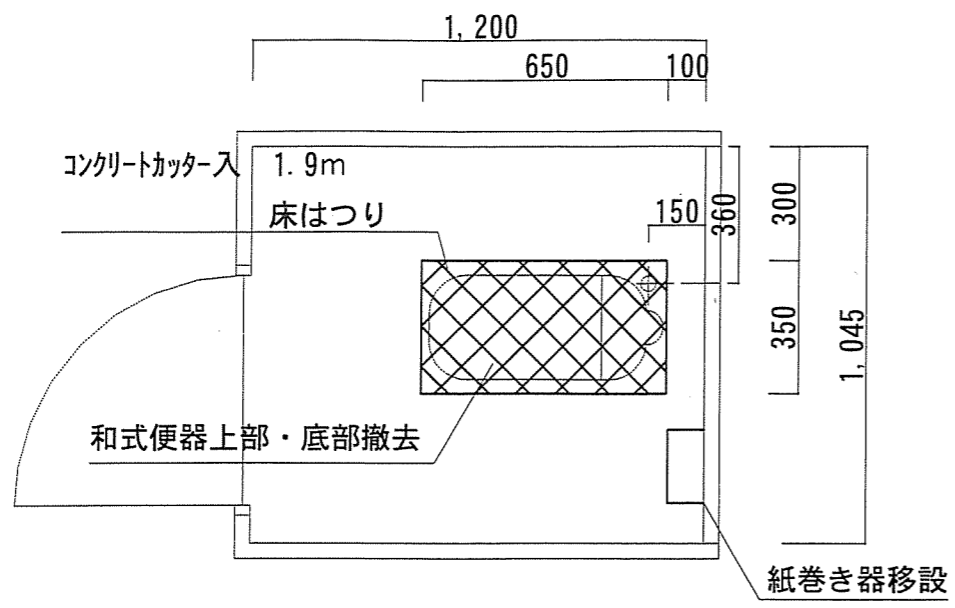
仕上表 (以下記載製品の同等品以上とする)

大便器	LIXIL BC-P20HM/BW1 (便器) DT-PA250HCH/BW1 (タンク) CW-PB11F-NE/BW1 (便座)
-----	--

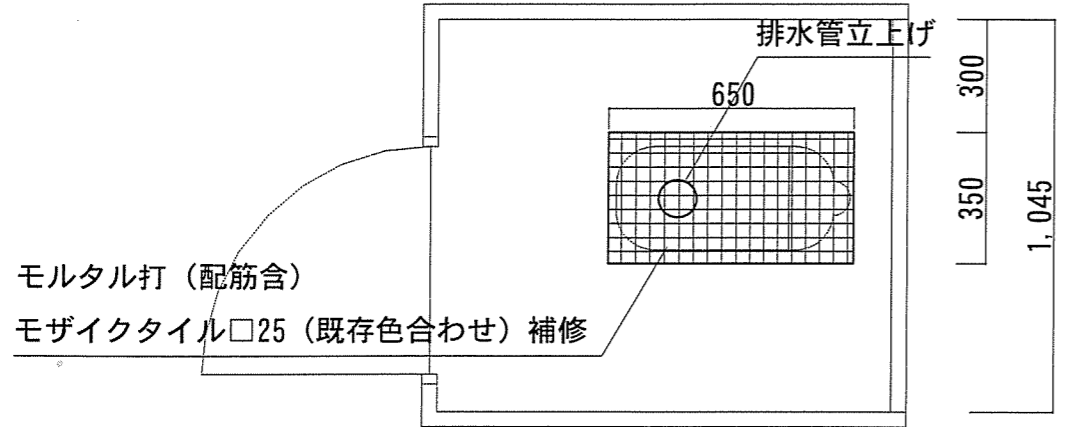
凡例

記号	名称	数量
—//—	電気配線 (EM-EEF-2.0-3C) 新設 ※壁付メタルモール配線	6 m
⊕	壁付コンセントボックス新設	1箇所
⊖	既設埋込コンセント・スイッチ撤去 壁付コンセント・スイッチボックス新設 ※新設壁付コンセントボックス (温水便座用) へ分岐	1箇所

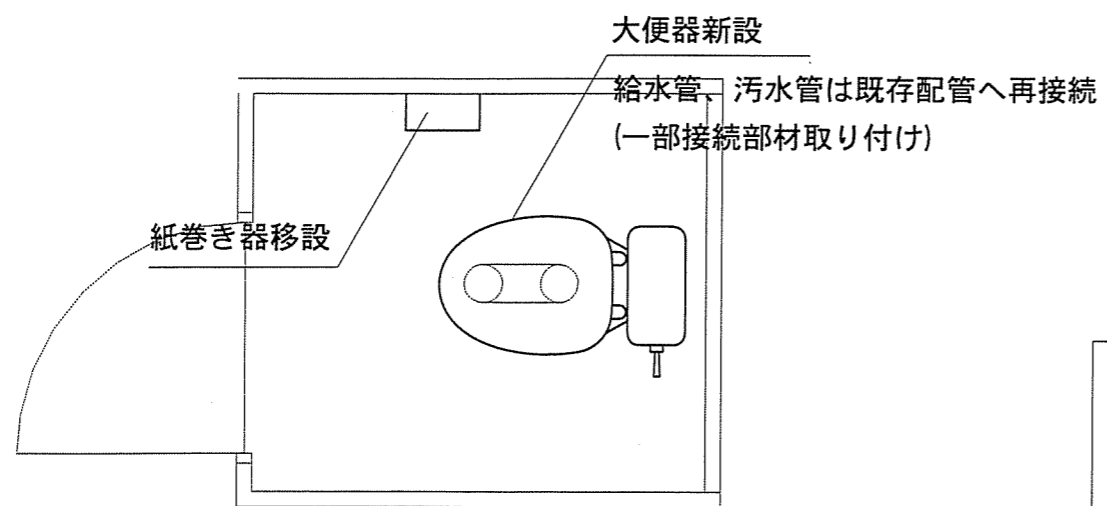
名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	113号 便所平面図・改修前後図	11/12



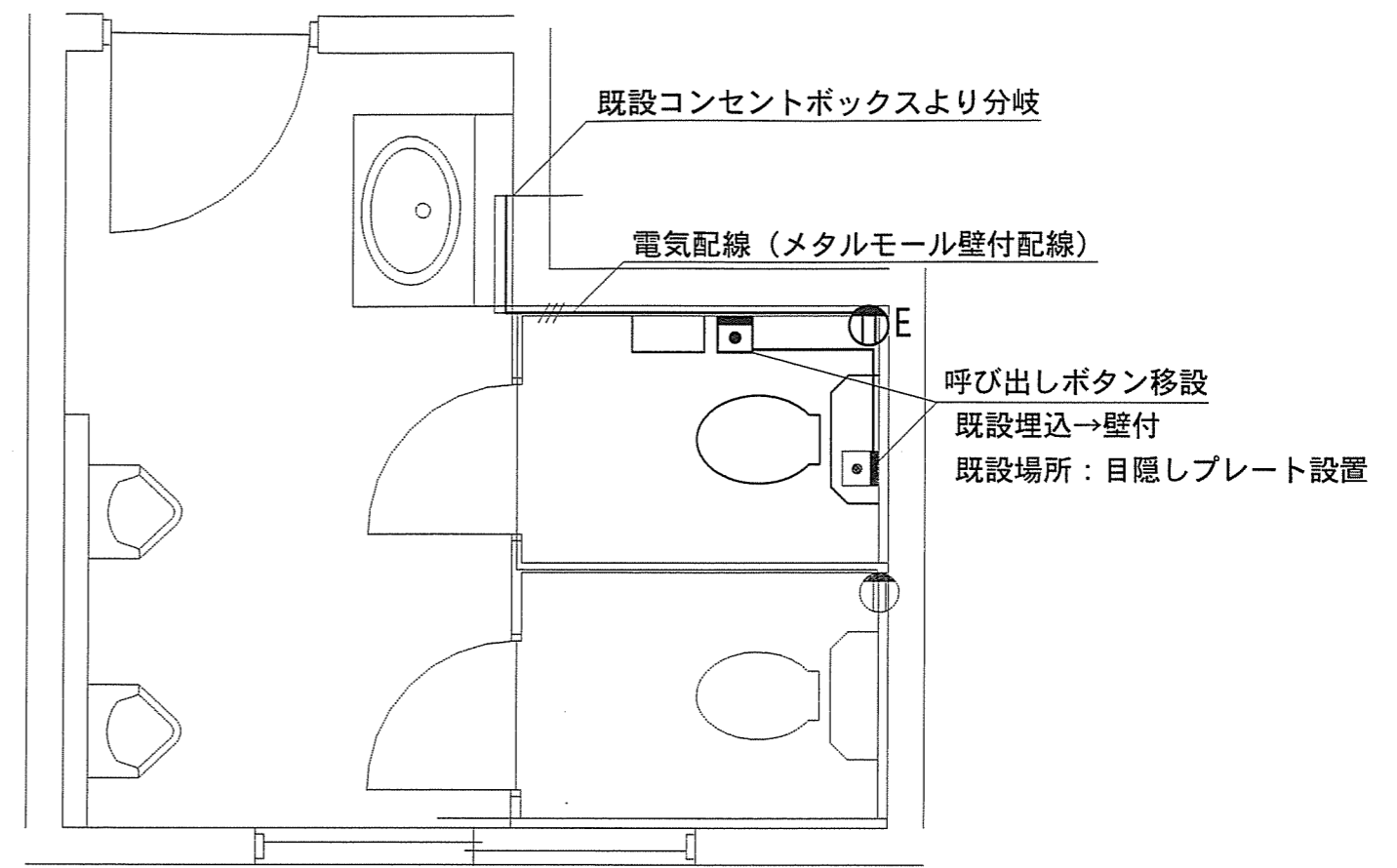
107号 和式便器撤去平面詳細図 (改修前) S=1/20



107号 便所床仕上げ平面詳細図 S=1/20



107号 洋式便器設置平面詳細図 (改修後) S=1/20



107号建物 電気設備図 (改修前後) S=1/30

凡例

記号	名称	数量
///	電気配線 (EM-EEF-2.0-3C) 新設 ※壁付メタルモール配線	5 m
Ⓜ	壁付コンセントボックス新設	1 箇所
—	既設電気配線・設備	—
■	呼び出しボタン移設	1 箇所

仕上表 (以下記載製品の同等品以上とする)

大便器 (リモデル工法)	LIXIL BC-P20HM/BW1 (便器) DT-PA250HCH/BW1 (タンク) CW-PB11F-NE/BW1 (便座)
-----------------	--

名称	10号建物他給排水設備改修工事	図面番号
図面名	107号 便所平面図、電気設備図	12/12

## 標準現場説明書

### 第1 一般事項

#### 1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、函面、仕様書、入札心得書（又は見積心得書）、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出することとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

#### 2 契約の保証について

- (1) 受注者は、建設工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券を提出しなければならない。
  - ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
  - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任契約担当官陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊長 和田 善晃」と記載されるように申し込むこと。
  - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - エ 保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。また、契約不適合である場合において当該契約不適合を保証する特約に係る保証金額は、請負代金額の10分の3とする。
  - オ 保証期間は、工期を含むこととする。
  - カ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
  - ク 契約不適合である場合において当該契約不適合を保証する特約については、債務不履行がなく公共工事履行保証証券による保証を使用しなかった場合は、工事目的物引渡後、解約することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、1件につき契約金額が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項に該当し、建設工事請負契約書の作成を省略することができる場合は、契約の保証を付さなくてもよいこととする。

#### 3 工期変更の場合における保証事業者に対する通知について

- (1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業者に対する通知は、建設工事請負契約書第38条第3項に定めるところにより、受注者が直ちに行うこととする。
- (2) 受注者は、前号により保証事業者に対して通知を行った時は、その旨を発注者

に対して通知することとする。

#### 4 建設工事請負契約書案について

##### (1) 第1条関係（総則）

ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。

イ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

##### (2) 第2条関係（関連工事の調整）

受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。

##### (3) 第6条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）

下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主体的な部分を取りまとめて他の1人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。

##### (4) 第7条関係（下請負人の通知）

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。

##### (5) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）

ア 専任の主任技術者又は監理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあるものをいう。

イ 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

ウ 「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、更に作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

##### (6) 第11条関係（履行報告）

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。

##### (7) 第17条関係（工事用地の確保等）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

##### (8) 第20条関係（設計図書の変更）

設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契

約にあっては、各会計年度の末及び工期の末)までに行う。

(9) 第21条関係(工事の中止)

第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

(10) 第27条関係(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更(以下「スライド」という。)は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。

イ 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

ウ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。

(11) 第31条関係(不可抗力による損害)

ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

イ 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たないものは、損害額に含めない。

(12) 第37条関係(前金払)

ア 受注者は、**請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上**の工事については、**中間前金払又は部分払**のいずれかを選択することができる。また、その選択結果については、契約締結時まで申し出るものとし、その後においては変更することはできない。

イ 中間前金払を選択した場合においては、契約担当官等又は契約担当官等が指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の10分の2以内の中間前金払の支払を請求することができる。

ウ 認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、おおむね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面(現場搬入の検査済み材料を含む。)でも2分の1(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上である場合に行うこととする。

エ 低入札価格調査を受けたものとの契約については、第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」と読み替えることとする。

(13) 第38条関係(保証契約の変更)

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うこととし、その変更後の保証金額は、減額

後の前払金額を下らないこと。

(14) 第56条関係（解除に伴う措置）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(15) 第60条関係（火災保険等）

建設工事請負契約書第60条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、この取扱いにより難いときは、必要に応じて契約担当官等と協議することとする。

ア 受注者は、次の原因によって起こる損害をてん補できる保険を、付保することとする。

なお、受注者自ら当該保険に付加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

(ア) 火災、落雷、爆発又は破裂

(イ) 台風、せん風、暴風雨の風災

イ 保険金は、原則として請負代金額とする。

ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。

エ 次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。

(ア) 解体、撤去、分解又は取片づけ工事

(イ) 建物の基礎工事及び外溝工事

オ 受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容に基づき保険契約の変更を行わなければならない。

カ 受注者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。

(16) 第64条関係（あっせん又は調停）

建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。

## 5 指導事項について

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

- イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。
- ウ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置することとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

ア 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 受注者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に提出すること。

なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及び証紙購入予定を併せて申し出ること。

ウ 組合に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者は、今後の指名等について考慮することがある。

エ 証紙購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。

オ 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。

カ 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に組合加入手続及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようにすること。

キ 受注者は、組合から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先

的に使用すること。

キ 工場の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク 工場の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

コ アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(6) 分別解体等実施義務について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項の規定による分別解体等をしなければならない。

(7) 防経施第6993号（20.6.5）「防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（通達）」に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

ア 下請等から暴力団を排除するための措置について

都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する工事（以下「発注工事」という）から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、下請等として使用しないこと。

イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(ア) 発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) (ア)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

ウ 通報等義務を怠った場合の措置について

(ア) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うこととする。

(イ) (ア)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させることとする。

(ウ) (ア)による指名停止を受けた者については、その旨を公表することとする。

(エ) (ア)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないこととする。

6 入門手続について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要



として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立ち入り月日及び立ち入りしようとする人数等について工事の契約事務をつかさどる部署と調整を行うこととする。

- (2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入ることとする。

## 第2 特記事項

- 1 本工事の施工期間、施工時間及び施工方法等は、次のとおりとする。

**契約締結日から令和6年3月29日まで**

**平日08:15から17:00まで**

時間外・土曜・日曜及び祝日等に工事を実施する場合は、監督官に届出て指示に従い実施することとする。

- 2 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行い、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、施行場所以外の立ち入りを禁止する。ただし、工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し立ち会いのもとで立ち入ること。

- 3 **自衛隊施設の電気・水道を使用する場合は有償とする**。その際、仮設メータを設置すること。

- 4 工事発生材（金属類で売却可能品）については、監督官の指示する場所に集積し、種別毎に整理して発生材調書と共に部隊側に引き継ぐものとする。なお、その他については、受注者の責任において場外処分することとする。この際の処置については、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき、適正に処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））等の写しを工期までに提出できるように処分すること。産業廃棄物管理票（マニフェスト）については受注者負担とし、処理及び収集運搬許可証の写しを事前に提出すること。

- 5 本件工事に伴う資材・廃材等の仮置き及び使用車両の駐車場所等は、事前に監督官と協議すること。

- 6 本件工事に伴う停電・断水・通行止めその他の規制事項については、事前に書類（日程、図面等）を作成して、監督官と協議することとする。

- 7 本件工事の実施にあたっては、次の点に配慮することとする。

- (1) 建設工事に係る法令の遵守
- (2) トラック等による過積載等の防止
- (3) 廃棄物の不法投棄の防止